

主要地方道	人吉水上線	人吉市願成寺町字上ノ寺	1025 番	1 地先から
		同 所 同 字	1049 番	1 地先まで
"	熊本益城 大津線	熊本市神水 2 丁目	10 番	1 地先から
		上益城郡益城町大字小谷	1604 番	8 地先まで
"	熊本菊鹿線	菊池郡七城町大字林原	976 番	6 地先から
		同 所 大字高島	566 番	地先まで
"	八代鏡線	八代市横手新町 16 号	1 番	地先から
		八代市永碓町字永碓	970 番	1 地先まで
"	熊本大津線	菊池郡合志町大字幾久富	1600 番	7 地先から
		同 所 同 字	1568 番	3 地先まで
"	熊本嘉島線	上益城郡嘉島町大字上仲間	775 番	地先から
		同 所 大字上島	2393 番	2 地先まで
"	熊本港線	熊本市沖新町	4243 番	地先から
		熊本市近見 2 丁目	12 番	11 地先まで
"	植木イン ター菊池線	山鹿市大字豊田字宗像	826 番	2 地先から
		菊池郡七城町大字林原	976 番	6 地先まで
"	"	菊池郡泗水町大字高島	471 番	1 地先から
		菊池市大字大琳寺	35 番	7 地先まで
一般県道	熊本空港線	熊本市長嶺東 6 丁目	11 番	8 地先から
		菊池郡菊陽町大字道明	600 番	5 地先まで
"	瀬田熊本線	熊本市石原町	304 番	地先から
		熊本市鹿埴瀬町	711 番	1 地先まで
"	堂園小森線	上益城郡益城町大字小谷	1604 番	8 地先から
		阿蘇郡西原村大字小森	3168 番	1 地先まで
"	六嘉秋津新 町線	上益城郡嘉島町大字上六嘉字川久保	33 番	2 地先から
		同 所 字北甘木字涉ノ瀬	2259 番	地先まで
"	小池竜田線	熊本市長嶺東 6 丁目	11 番	8 地先から
		熊本市御領 6 丁目	1 番	60 地先まで
"	稲佐津留 玉名線	玉名市大字津留字川端	607 番	3 地先から
		玉名市大字大倉字堀田	1795 番	1 地先まで
"	松橋イン ター線	下益城郡松橋町大字古保山	2547 番	15 地先から
		同 所 大字萩尾	495 番	7 地先まで
"	住吉熊本線	菊池郡合志町大字幾久富	1600 番	7 地先から
		熊本市龍田町弓削	734 番	4 地先まで
"	原植木線	菊池郡旭志村大字伊坂	729 番	2 地先から
		同 所 大字新明	2537 番	1 地先まで
"	八代港線	八代市東片町字岡神	273 番	1 地先から
		八代市横手新町 16 号	1 番	地先まで
"	八代港線	八代市永碓町字永碓	970 番	1 地先から
		八代市郡築 6 番町	137 番	3 地先まで
"	大津 西合志線	菊池郡合志町大字福原	1519 番	7 地先から
		菊池郡西合志町大字御代志	1602 番	6 地先まで

2 指定する期日 平成 16 年 3 月 22 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。